

大阪市立喜連中学校創立50周年記念事業実行委員会規約

(名称及び事務局)

第1条 本会は「大阪市立喜連中学校創立50周年記念事業実行委員会」といい、事務局を大阪市立喜連中学校内におく。

(目的及び活動)

第2条 本会は大阪市立喜連中学校創立50周年記念事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために次のことを行う。

- (1) 記念事業の計画と実施に関すること。
- (2) 記念事業の実施のための事業費に関すること。
- (3) その他、記念事業実施のために必要と認められること。
- (4) 会議は通常事務局・会計及び委員で行い必要に応じて監査・監事を加えた拡大実行委員を開催することができる。

(構成)

第4条 本会は、大阪市立喜連中学校歴代(2012年度～2021年度)PTA会長及び各役員、現PTA会長及び各役員、現校長・教頭による有志をもって組織する。

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。(別紙1)

実行委員長 1名

副実行委員長 1名

会計 1名

監査 1名

監事 1名(校長)

第6条 役員の任務は次の通りとする。

- (1) 委員長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長が支障のある場合は代行を行う。
- (3) 会計は創立50周年記念事業積立金の経費にもとづいて会計事務を処理する。
- (4) 監査は本会の会計監査を行い、その結果を実行委員に報告する。
- (5) 監事は本会の経理を監査する。

第7条 役員の任期は本会の解散までとする。

(実行委員)

第8条 本会の事業に必要な活動を役員と共に行うために実行委員をおく。(別紙2)

実行委員 若干名

(経費)

第7条 本会の経費は創立50周年記念事業積立金及びその他の経費をもってあてる。

(解散)

第8条 本会の第2条の目的を完遂した時をもって解散する。

(付則)

第9条 この規約は2022年9月より実施する。ただし2022年10月の実行委員会発足から有効のものとする。

大阪市立喜連中学校創立50周年記念事業実行委員会役員(別紙1)

実行委員長	村上さん
副実行委員長	石田さん
会計	脇さん
監査	出井さん
監事	校長先生

大阪市立喜連中学校創立50周年記念事業実行委員(別紙2)

実行委員	その他の人たち
------	---------